

株 主 各 位

東京都品川区西五反田三丁目12番14号
西 五 反 田 プ レ イ ス 8 階

株 式 会 社 ま ぐ ま ぐ

代表取締役社長 **松 田 誉 史**

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月22日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目 5 番15号 大崎ブライトコア 3F
「大崎ブライトコアホール」
※本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、席数が非常に限定的となりますため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
3. 目的事項
報告事項 第22期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）
事業報告及び計算書類の報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する
場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不
統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mag2.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mag2.co.jp/ir>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の説明の簡略化又は省略等を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(2019年10月 1 日から)
(2020年 9 月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発令を機に、外出自粛等の影響で経済活動が大幅に落ち込み、緊急事態宣言解除後も再び感染増加傾向にあるなど、依然として先行きの見通せない状況が続いております。また、全世界の新型コロナウイルスの感染者数は増加を続けており、終息時期が不透明であることから、世界経済への影響が強く懸念される状況であります。

当社を取り巻く事業環境において、プラットフォーム事業が属するデジタルコンテンツ市場につきましては、「令和 2 年版情報通信白書」(総務省)によると直近の市場規模は前年比102.2%の1兆1,173億円となりました。また当社のメディア広告事業が属するインターネット広告市場につきましては「2019年日本の広告費」(株式会社電通)によると2019年のインターネット広告費(媒体費のみ)は前年比114.8%の1兆6,630億円となり、引き続き成長して推移しております。しかしながら、足元では新型コロナウイルスの拡大が景気に悪影響を及ぼしており、事業環境の先行きに留意が必要な状況となっております。

このような状況下において、当事業年度における当社の業績は、売上高は683,174千円(前年同期比4.3%減)、営業利益は145,672千円(前年同期比29.0%減)、経常利益は126,875千円(前年同期比38.4%減)、当期純利益は92,447千円(前年同期比36.7%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①プラットフォーム事業

プラットフォーム事業においては、メルマガ配信プラットフォーム「まぐまぐ!」および記事販売プラットフォーム「mine」が属しております。

当事業年度では、2020年4月にライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」をリリースしました。「まぐまぐ! Live」は、スマートフォンアプリやWebブラウザ上で映像や音声を視聴者へリアルタイムに配信できるサービスであります。クリエイターは、伝えたい情報を伝えたいタイミングで自由に発信することが可能であり、また視聴者はLive配信中にコメント機能等を活用することで、クリエイターと手軽にコミュニケーションを取れる仕様となっております。

当セグメントの主軸である有料メルマガサービスにおいて、新規クリエイター獲得のための活動促進や有料メルマガコンテンツをメディア記事に継続的に紹介する等、サービスの拡大を図ってまいりました。さらに、有料メルマガコンテンツの一部を定期購読前に読者が確認できる機能等の実装やユーザーインターフェースの改善に取り組む等、継続的にプラットフォームの利便性の改善およびユーザビリティの向上に努めております。

その結果として、プラットフォーム事業の売上高は339,913千円（前年同期比0.7%増）、セグメント利益は189,999千円（前年同期比11.9%減）となりました。

②メディア広告事業

メディア広告事業においては、Webメディアの運営および「Webメディアコンテンツ」・「メルマガコンテンツ」の広告枠販売サービスが属しております。

Webメディアにおいては、自社メディア「MAG2 NEWS（まぐまぐニュース）」「MONEY VOICE（マネーボイス）」「TRiP EDiTOR（トリップエディター）」「by them（バイゼム）」の知名度およびユーザー満足度の向上を模索してまいりました。話題になり得る旬の記事を適切なタイミングで数多く掲載し、新たなライターの獲得や外部メディアとの提携記事を掲載する等、自社メディアの強化に注力した結果、PVおよびUU数は堅調に推移しました。一方で、新型コロナウイルスの影響により企業の広告出稿が減少したことで、広告単価が低下するなどの影響が発生しております。また、Webメディアコンテンツ・メルマガコンテンツの広告枠販売においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一部対面による営業活動が制限され、受注機会の減少やリードの長期化等の影響を受けております。

その結果として、メディア広告事業の売上高は328,480千円（前年同期比11.6%減）、セグメント利益は179,815千円（前年同期比25.9%減）となりました。

③その他事業

その他事業においては、イベント企画等が属しております。イベント企画はクリエイターの活動の支援と促進を目的としています。当社がクリエイターの活動を支援し、活性化のサポートをすることで、クリエイターの知名度と信頼性を向上させ、ブランディングに貢献しております。当事業年度中においては、有料メルマガの人気クリエイターを講師に迎えた講演会・イベント等を2件開催し、有料メルマガ読者とクリエイターのコミュニケーションの機会を創出しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、2月以降のイベント開催を中止したことによる影響を受けております。

その結果として、その他事業の売上高は14,780千円（前年同期比238.2%増）、セグメント損失は372千円（前年同期はセグメント損失4,109千円）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	構成比率	前年同期比
プラットフォーム事業	339,913 千円	49.7 %	100.7 %
メディア広告事業	328,480	48.1	88.4
その他事業	14,780	2.2	338.2

（注） 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は22,890千円であります。その主な内容は、プラットフォーム事業において、2020年4月にリリースしたライブ配信サービス「まぐまぐ！ Live」の開発に10,187千円、プラットフォーム事業およびメディア広告事業における自社利用目的のソフトウェア開発・実装等にそれぞれ9,940千円、2,763千円の投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は2020年9月24日に東京証券取引所JASDAQ市場に上場し、公募増資による530,000株の新株発行により、394,956千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は「伝えたいことを、知りたい人に。」を経営ビジョンに掲げ、創業以来のポリシーである「クリエイターファースト、個人ファースト」の姿勢を大切にしながら、サービスを開発・運営しております。当社の展開する「プラットフォーム事業」および「メディア広告事業」は、IT分野において技術の進化、顧客嗜好・媒体の変化、競合他社が多く競争が激しい事業領域であります。そのような事業環境の中で、当社が長期的かつ持続的に成長を見込める経営戦略の遂行を目指してまいります。

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、依然として先行きが不透明な状況となっております。当社は、今後も引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業への影響を注視していくとともに、経営環境の変化に対応できる体制の構築を図ってまいります。

このような状況のもと、当社は事業活動の主軸であるプラットフォーム事業の拡大を図りつつ、メディア広告事業とのシナジー効果により更なる業容拡大を目指す方針であります。

プラットフォーム事業において、メルマガおよびライブ配信サービスを利用する新規クリエイターの獲得の促進を図ることに加え、メルマガおよびライブ配信サービスの機能拡充、継続的な利便性の改善、ユーザビリティの向上とクリエイターの集客をサポートしていくことにより有料会員数の増加に努めてまいります。

メディア広告事業において、Webメディアの運営では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、広告単価が低下するなどの影響を受けておりますが、今後も広告枠の最適化を行っていくことで、広告単価の改善を図ってまいります。さらに新規ライターの獲得や外部メディアとの提携記事の掲載を継続し、自社メディアの強化に努めていくことで、新規読者層の取り込み、リピーター読者の増加を促進いたします。Webメディアコンテンツ・メルマガコンテンツの広告枠販売においては、新型コロナウイルスの影響を受け、一部対面による営業活動が制限されております。新型コロナウイルス以降、リモートワークの推奨やオンラインツールの需要が高まっていることから、当社としてもWeb会議の積極的な活用や、インサイドセールスを重視した営業体制にシフトしていくことで、営業活動の効率化を図っております。今後もインサイドセールスの強化を継続することにより、リモート環境下での営業体制の充実・効率化を図ってまいります。

また、企業の社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、ならびに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善および強化を推進してまいります。当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備および改善に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期 (2017年9月期)	第20期 (2018年9月期)	第21期 (2019年9月期)	第22期 (2020年9月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	572,345	624,902	713,772	683,174
経 常 利 益 (千円)	42,182	181,495	206,037	126,875
当 期 純 利 益 (千円)	27,546	192,714	146,068	92,447
1株当たり当期純利益 (円)	12.52	87.60	66.39	41.80
総 資 産 (千円)	583,563	819,424	975,499	1,475,844
純 資 産 (千円)	430,958	623,673	769,742	1,257,145
1株当たり純資産額 (円)	195.89	283.49	349.88	460.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への 出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 エ ア ト リ	3,138 百万円	71.83 %	オンライン旅行事業 ITオフショア開発事業 投資事業

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 な 事 業 内 容
プラットフォーム事業	メルマガ配信プラットフォーム「まぐまぐ!」および ライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」の運営等
メディア広告事業	Webメディアの運営および広告枠販売サービス
そ の 他 事 業	イベント企画運営等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本社	東京都品川区西五反田三丁目12番14号西五反田プレイス 8 階

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
32名	1 名 (増)	35.6歳	3.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイマーおよびアルバイト）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,800,000株

(2) 発行済株式の総数 2,730,000株

(3) 株主数 2,125名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ア ト リ	1,961,200 株	71.83 %
株 式 会 社 S B I 証 券	104,200	3.81
小 森 良 介	60,000	2.19
楽 天 証 券 株 式 会 社	29,400	1.07
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	24,900	0.91
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309	20,000	0.73
松 井 証 券 株 式 会 社	14,600	0.53
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	13,000	0.47
株 式 会 社 ア ッ ト ウ ェ ア	12,000	0.43
株 式 会 社 ラ イ プ ス タ ー 証 券	10,200	0.37

(5) その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数

2020年6月17日付の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき2020年6月17日をもって当社定款第5条を変更し発行可能株式総数を8,600,000株増加し、8,800,000株としております。

② 2020年6月17日付で1株につき20株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式総数が2,090,000株増加しております。

③ 2020年9月23日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式総数は530,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2016年11月17日	2018年11月22日
新株予約権の数		10,000個	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 20株)	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき 20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 7,500円 (1株当たり 375円)	新株予約権1個当たり 12,800円 (1株当たり 640円)
権利行使期間		2018年12月21日から 2026年1月31日まで	2020年12月22日から 2028年12月21日まで
行使の条件		(注) 1～5	(注) 1～5
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10,000個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 3名	—
	社外取締役	—	—
	監査役	—	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 本新株予約権の割当日において当社の取締役又は監査役の地位にある本新株予約権者は、当社の取締役又は監査役の地位を喪失した場合、その後本新株予約権を行使することができません。
2. 次の各号に掲げる場合は、1の規定にかかわらず本新株予約権は行使することができます。
- ①取締役又は監査役の任期満了による退任
 - ②定年による退職
 - ③当社の都合により取締役、監査役としての地位を失った場合
 - ④顕著な業績があり、取締役会において承認された場合
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使することができません。ただし、当社取締役会が特に認めた場合にはこの限りではありません。
4. 本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月が経過するまで、本新株予約権を行使することができません。
5. その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとします。
6. 当社は2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記新株予約権の目的となる株式の数および権利行使1株当たりの行使価格は、当該株式分割後の株式の数および行使価格を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 田 誉 史	
取 締 役	浅 尾 直 樹	事業部門担当
取 締 役	山 川 英 治	CSO 管理部門担当
取 締 役	森 直 人	
監 査 役	市 東 聡	広尾有限責任監査法人 社員
監 査 役	山 本 信 秀	
監 査 役	古 賀 勝 彦	株式会社クネット・インターナショナル 代表取締役 BeeGee PR合同会社 代表社員

- (注) 1. 2019年12月18日開催の第21回定時株主総会において、古賀勝彦氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2019年12月18日をもって、監査役森田正康氏は、辞任により退任いたしました。
3. 取締役森直人氏は、社外取締役であります。
4. 監査役市東聡氏は、常勤監査役であります。
5. 監査役市東聡氏、山本信秀氏および古賀勝彦氏は、社外監査役であります。
6. 当社は、取締役森直人氏、監査役市東聡氏、山本信秀氏および古賀勝彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査役市東聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4 名 (1 名)	34,320千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	9,900千円 (9,000千円)
合 計 (うち社外役員)	8 名 (4 名)	44,220千円 (10,200千円)

- (注) 1. 2014年2月27日開催の第15期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額100,000千円であります。
2. 2008年2月18日開催の第9期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額10,000千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役市東聡氏は、広尾有限責任監査法人の社員を兼職しております。なお、当社と広尾有限責任監査法人との間には特別の関係はありません。

監査役古賀勝彦氏は、株式会社クネット・インターナショナルの代表取締役およびBeeGee PR合同会社の代表社員を兼務しております。なお、当社と株式会社クネット・インターナショナルおよびBeeGee PR合同会社の間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 森 直 人	当事業年度に開催された取締役会には、20回のうち20回全てに出席し、長年にわたる広告・メディア業界での業務経験をとおして培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な発言を行っております。
監査役 市 東 聡	当事業年度に開催された取締役会には、20回のうち20回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会には、19回のうち19回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な発言を行っております。
監査役 山 本 信 秀	当事業年度に開催された取締役会には、20回のうち20回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会には、19回のうち19回全てに出席し、主に企業法務に関して長期にわたり培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な発言を行っております。
監査役 古 賀 勝 彦	就任後開催の取締役会には、16回のうち16回出席し、また、就任後開催の監査役会には、16回のうち16回全てに出席し、海外事業・会社経営に関して培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査の職務執行状況および報酬額等を総合的に検討したうえで、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規上場に係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社では業務の適正性を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を図りながら公正・誠実な事業活動を行うために、コンプライアンス(法令順守)があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に対して周知・徹底します。また、コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の実施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとします。

当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督するものとしております。

当社は、監査役会設置会社であり、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」に従い、取締役の職務執行状況を監査します。また、内部監査担当を選任しており、当社における全部門を対象に当社の役職員の職務執行の適切性を確保するため、法令・定款および「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。内部監査担当者は必要に応じて会計監査人と情報交換し、より効果的かつ効率的な内部監査を実施します。

当社は、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証および見直しを適時適切に行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。

当社は、法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」、「個人情報保護規程」に従い、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機管理については、組織横断的なリスクの状況管理及び全社的対応を管理部の法務担当にて行い、各業務に付随するリスクの状況把握・監視を各部門が行います。コンプライアンス委員会の開催や内部監査担当による日常的モニタリング、監査役監査によりリスク発生の未然防止や、リスクが発生した際には顧問弁護士から適時・適切にアドバイスを受けることにより、迅速かつ的確な対応を行うとともに損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定められた事項及び「職務権限規程」・「職務権限基準表・決裁金額基準表」に定められた事項については、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。日常の職務執行については、「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するために使用人を配置することを求められた場合、当該使用人の人事については監査役と協議して決定するものとしております。また、当該使用人は、監査役の指揮命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保します。当該使用人を懲戒に処する場合には、事前に監査役の承諾を得るものとしております。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、職務の執行、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役に対して、その内容を速やかに報告するものとしております。なお、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して、人事上の制裁処分等その他の不利な取扱いを行わないものとしております。監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書

その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとしております。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる諸費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとしております。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めます。監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、公認会計士と連携を図り、取締役会等の重要会議に出席するほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取及び意見交換、資料閲覧、公認会計士の監査時の立会及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととしております。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行うこととしております。また、当社の各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力等の排除に係る社内規程を整備し、反社会的勢力等に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力等との一切の関りを持たないことを徹底しております。また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力等からの不当要求等を遮断、排除します。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記内部統制システムに関する基本方針に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行について

取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、「取締役会規程」に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な意思決定を討議し、取締役の業務執行の監督を行っております。当社では、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報共有を図っております。

② リスク管理体制について

当社のリスク管理は、取締役会がリスク管理に関する統制方針、体制に関する重要事項に関する審議を行い、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会においてリスク管理体制の構築および運用の推進を図る体制を採っております。

また、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行うとともに、「内部通報規程」を制定し、顧問弁護士および社外役員を窓口とする社外通報窓口および社内通報窓口を設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

加えて、高度な判断が必要とされる問題が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を得られる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③ 内部監査の実施について

当社は、代表取締役が選任した内部監査担当者2名および必要に応じて代表取締役の承認を得たうえで内部監査業務の補助者を任命して内部監査を実施しております。内部監査担当者は、事業部側および管理部側からそれぞれ1名ずつ選任することにより、自己監査となることを防いでおります。年間の内部監査実施計画に従い、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、期末日までに改善状況を確認します。また、内部監査担当者は監査役及び監査法人と定期的に情報交換を実施しております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役は、定期的に監査役会を開催し、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。また、取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性・効率性について確認するほか、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。

監査役会における主な検討事項として、監査方針や監査計画策定、定時株主総会への付議議案の内容の監査、常勤監査役の選定、監査役の報酬、グループ間取引の内容の妥当性、予算修正・中期経営計画修正、決算等に関して審議いたしました。

また、常勤監査役の活動として、取締役その他の使用人等との意思疎通、取締役会・独立役員委員会・戦略会議・コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人からの監査結果の報告の確認を行っています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質強化と継続的かつ安定的な事業拡大を目指しております。そのため、一定程度の内部留保の充実が重要であると考え、配当は現在実施しておりません。なお、今後の事業拡大のための設備投資およびそれに伴う人材投資に充て、より迅速な事業拡大を図りたいと考えております。

しかしながら、株主様に対する利益還元は重要な経営課題の一つとして認識しており、今後の株主様への利益配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業および投資計画等を総合的に勘案して、内部留保とのバランスを図りながら検討してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,377,929	流 動 負 債	218,698
現 金 及 び 預 金	1,262,465	買 掛 金	11,852
売 掛 金	107,008	未 払 金	30,301
前 払 費 用	8,125	未 払 費 用	19,248
そ の 他	329	未 払 法 人 税 等	30,250
固 定 資 産	97,914	前 受 金	2,160
有 形 固 定 資 産	10,883	預 り 金	103,998
建 物 附 属 設 備	3,041	前 受 収 益	10,229
工 具、器 具 及 び 備 品	7,842	そ の 他	10,656
無 形 固 定 資 産	63,866	負 債 合 計	218,698
ソ フ ト ウ エ ア	61,300	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	2,542	株 主 資 本	1,257,145
そ の 他	22	資 本 金	297,478
投資その他の資産	23,165	資 本 剰 余 金	492,237
投 資 有 価 証 券	1,968	資 本 準 備 金	414,978
敷 金	11,935	そ の 他 資 本 剰 余 金	77,259
繰 延 税 金 資 産	9,260	利 益 剰 余 金	467,430
そ の 他	2	利 益 準 備 金	1,800
		そ の 他 利 益 剰 余 金	465,630
		繰 越 利 益 剰 余 金	465,630
		純 資 産 合 計	1,257,145
資 産 合 計	1,475,844	負債・純資産合計	1,475,844

損 益 計 算 書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		683,174
売 上 原 価		279,588
売 上 総 利 益		403,586
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		257,913
営 業 利 益		145,672
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	1
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	18,798	18,798
経 常 利 益		126,875
税 引 前 当 期 純 利 益		126,875
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,133	
法 人 税 等 調 整 額	6,294	34,427
当 期 純 利 益		92,447

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	217,500	77,259	294,759
当期変動額				
新株の発行	197,478	197,478		197,478
当期純利益				
当期変動額合計	197,478	197,478	—	197,478
当期末残高	297,478	414,978	77,259	492,237

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,800	373,183	374,983	769,742	769,742
当期変動額					
新株の発行				394,956	394,956
当期純利益		92,447	92,447	92,447	92,447
当期変動額合計	－	92,447	92,447	487,403	487,403
当期末残高	1,800	465,630	467,430	1,257,145	1,257,145

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの … 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） … 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 4～15年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産（リース資産を除く） … 定額法

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法 … 税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

建物附属設備 2,986千円

工具、器具及び備品 38,410 〃

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,730,000株

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 224,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 3,225千円

減価償却費 628 〃

減損損失 4,589 〃

投資有価証券評価損 1,652 〃

その他 1,257 〃

繰延税金資産小計 11,353千円

評価性引当額 △2,093 〃

繰延税金資産合計 9,260千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としており、原則として借入金に依存しておりません。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金およびその他の金銭債務は1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は経理規程に従い、営業債権について、管理部が取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、入金状況を営業部に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,262,465	1,262,465	—
(2) 売掛金	107,008	107,008	—
資産計	1,369,473	1,369,473	—
(1) 買掛金	11,852	11,852	—
(2) 未払金	30,301	30,301	—
(3) 未払費用	19,248	19,248	—
(4) 未払法人税等	30,250	30,250	—
(5) 預り金	103,998	103,998	—
負債計	195,651	195,651	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年9月30日
非上場株式	1,968

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,262,465	—	—	—
売掛金	107,008	—	—	—
合計	1,369,473	—	—	—

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 460円 49銭

1 株当たり当期純利益 41円 80銭

(注) 当社は2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2020年8月20日および2020年9月3日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、株式会社SBI証券が当社株主である株式会社エアトリより借入れた当社普通株式の返却を目的として、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を下記のとおり決議し、2020年10月20日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は308,656千円、発行済株式総数は2,760,000株となっております。

発行する株式の種類及び数	普通株式 30,000株
割当価格	1株につき745.20円
割当価格の総額	22,356千円
増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金 11,178千円 増加する資本準備金 11,178千円
割当先及び割当株式数	株式会社SBI証券 30,000株
払込期日	2020年10月20日
資金の使途	システムにかかる設備投資資金および人員増加に伴う本社増床にかかる内装設備等の設備投資資金、並びに人材採用費および人件費に充当する予定であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年11月19日

株式会社まぐまぐ
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岩 田 亘 人 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	米 林 喜 一 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	川 村 啓 文 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社まぐまぐの2019年10月1日から2020年9月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

2019年10月1日から2020年9月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月20日

株式会社まぐまぐ 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 市 東 聡 ㊞
社外監査役 山 本 信 秀 ㊞
社外監査役 古 賀 勝 彦 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
（目的）	（目的）
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 9. （条文省略）	1. ～ 9. （現行どおり）
（新設）	<u>10. 前各号に関連する事業への投資</u>
（新設）	<u>11. 子会社の株式保有</u>
（新設）	<u>12. 関連会社の株式保有</u>
<u>10.</u> （条文省略）	<u>13.</u> （現行どおり）

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	再任 まつ だ やす ふみ 松 田 誉 史 (1978年8月3日生)	代表取締役 社長	2002年9月 岩水開発株式会社入社 2004年2月 当社入社 2007年2月 ウノウ株式会社入社 2007年11月 当社入社 2010年3月 よにん株式会社代表取締役就任 2014年9月 当社入社 2015年2月 当社代表取締役就任（現任）	一株
■取締役候補者とした理由 2015年2月から当社の代表取締役として経営を担い、当社の継続的な成長に向けて取り組んでまいりました。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
2	再任 あさ お たお き 浅 尾 直 樹 (1975年1月22日生)	取締役 事業部門担当	1998年5月 株式会社リクルートフロムエー入社 2000年8月 当社入社 2006年2月 当社取締役就任 2015年2月 株式会社アサフ企画設立 2016年7月 当社入社 2016年12月 当社取締役就任（現任）	一株
■取締役候補者とした理由 2016年12月から当社のメルマガ配信サービス等の事業部門を統括する取締役として経営を担ってまいりました。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
3	再任 やま かわ えい じ 山 川 英 治 (1978年1月22日生)	取締役 CSO 管理部門担当	2000年4月 株式会社武富士入社 2001年1月 インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社 2005年1月 GMOホスティングアンドテクノロジー株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）転籍 2008年4月 株式会社ライブドア（現NHNテラス株式会社）入社 2016年6月 当社入社 2016年12月 当社取締役就任（現任）	一株
■取締役候補者とした理由 2016年12月から当社の財務経理、法務内部統制等の管理部門を統括する取締役として経営を担ってまいりました。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	再任 森 直 人 （1956年 6 月12日生） 社外	取締役	1980年 4 月 株式会社電通入社 2009年 1 月 株式会社電通ドットコム（現株式会社電通デジタル・ホールディングス）監査役就任 2009年 1 月 株式会社電通オペレーション開発（現株式会社電通tempo）監査役就任 2009年 6 月 株式会社電通キャスティングアンドエンタテインメント監査役就任 2009年12月 株式会社電通スポーツパートナーズ監査役就任 2010年 6 月 株式会社ドリル監査役就任 2010年 6 月 株式会社ボードウォーク監査役就任 2011年 6 月 株式会社電通イーマーケティングワン（現株式会社電通デジタル）監査役就任 2011年 7 月 株式会社ジエブ監査役就任 2016年 7 月 株式会社電通再雇用入社 2018年 4 月 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部兼任講師（現任） 2018年12月 当社取締役就任（現任）	一株

■社外取締役候補者とした理由

森直人氏は、長年にわたる広告・メディア業界での業務経験をととして培われた、業界に関する幅広い知見を有しており、外部の視点から業容拡大かつガバナンス強化のための意見や提案を行っていたため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森直人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森直人氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は森直人氏との間で定款に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、森直人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区北品川五丁目 5 番15号 大崎ブライトコア 3F
「大崎ブライトコアホール」



会場最寄駅

JR 山手線・JR 埼京線・JR 湘南新宿ライン・りんかい線「大崎」駅から徒歩 5 分